

田辺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条に基づき田辺市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、田辺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法第107条の規定に基づき必要な事項を協議の上、計画を策定し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、福祉・保健・医療関係者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。